

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

制 定 日 平成30年 3月 1日

最終改定日 令和 4年12月 1日

当会は、農業専門金融機関・地域金融機関として、県下のJAが食の安全と安心を地域の皆様にお届けすることを金融面からサポートするとともに、お客さまの生活向上に資する幅広い金融サービスを提供することにより、地域農業の発展と豊かな地域社会の創造に取り組んでいます。

この取組みのもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1 お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等を踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2 お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害する

ことがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則 3 本文および（注）】

4 お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】